

組合職員に現金・通帳等をお預けいただく際のご確認とお願い

「受取書」の発行について

1. 組合職員が、お客さまを訪問し現金・出資証券・通帳・証書・払戻請求書などをお預りする場合は、必ず「受取書」を発行いたしますのでお受け取りください。
2. 窓口におきましても、通帳・証書などのご返却が後日となる場合などは「受取書」を発行いたしますのでお受け取りください。

※ただし、お預りした内容について、お客さまが他の書類でご確認いただける場合は、「受取書」を発行しないことがございます。

(受取書を発行しない場合)

- ・入金帳でご入金される場合
- ・集金扱いのお積立で通帳に所定の判を押させていただいた場合
- ・お振り込みの受領書をその場で発行する場合
- ・出資加入申込等預り証を発行する場合

お客さまへのお願い

- ・「受取書」は、大切な証拠書類です。組合職員に現金などをお預けいただく場合は、「受取書の内容を必ずご確認ください。
- ・「受取書」は、ご依頼いただいたお手続きが完了したことをご確認出来るまで、大切に保管ください。
- ・「受取書」は、お手続きが完了後は現金・通帳・証書等と引き換えになります。
- ・お返しすべき書類等が10日以上お手元に届かない場合など、「受取書」の発行や内容についてご不審な点は下記、問い合わせ先にご連絡下さい。

<本件に関する問い合わせ先>

〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢 1221 番地 4
塩沢信用組合 本部「監査室」 担当：小林
TEL 025-782-1201 (内線12番)
FAX 025-782-4063

塩沢信用組合